

# 第2部

## 基本構想

# 第1章 今後の展望と課題

## 1. 今後の視点と展望

時代は大きく変わろうとしています。地球的規模での社会経済状況の変化により、わが国をとりまく社会経済状況も歴史的な変化に直面しています。このため、本圏域のあるべき将来方向を見定めるにあたり、地域の生活、社会、文化、環境、産業等の各側面に関わるこれからの基本的視点を整理します。

### 1-1 心の豊かさとふれあいを求める時代

人々が暮らしのゆとりや豊かさを積極的に味わい楽しもうとする傾向が強まり、生活の中で生きがいや充実感を感じられるような「心の豊かさ」が求められています。

特に、自由時間を、人それぞれに自分を回復し、充実するための多様な活動の機会としていかに過ごすか、いかしていくかが、個人レベルでの大きな課題となっています。

同時に、「自然」がもつかけがえのない価値を再認識し、大切にしようとする考え方と、それに基づくライフスタイル(生活のしかた)、ワークスタイル(働きかた)が根づきつつあります。

これからは人びとの多様な価値観の変化を見すえながら、心とふれあいの時代にふさわしい、やさしさとうるおいのあるまちづくりを進めていくことが求められます。

### 1-2 高齢者が活躍する時代

すでに世界最高水準に達している日本人の平均寿命は、今後とも高い水準を維持し続けると考えられ、本人の意欲や体力・能力に応じて、できるだけ長く社会に参加していけることが大切になっています。また、晩婚化等による少子化傾向も、高齢者比率の増大に拍車をかけています。

幸いにも本圏域では人口の増加傾向が続いていますが、一方で本圏域においても、少子高齢化は大きな問題であり、将来の社会構造や産業構造にさまざまな変化と課題を投げかけています。

とりわけ、ここ数年の間に、生活指向の強い団塊の世代が一挙に高齢者となるため、従来の「社会保障」的視点に加えて、生活の「充実」や「楽しみ」に力点を置いた地域環境づくりが

一層必要となってきます。

### 1-3 男女が共に支え分かち合う時代

働く女性が増え、家事や子育てを夫婦で均等に負担したいなどの男女共生志向が高まっています。「男女共同参画社会基本法」(1999年6月施行)をはじめ、「男女共同参画基本計画」(2000年12月閣議決定、第2次2005年12月閣議決定)など、男女共同参画社会の実現に向けた動きが加速されつつありますが、現実的にはまだ多くの問題を抱えています。

男性と女性が共に働きながら子どもを育て、生活していけるような環境の整備が急務であると同時に、歴史的、文化的、社会的な性(区)別意識によって、男女の役割分担を前提としてきたこれまでの日本の社会、経済のあり方を見直し、女性が安心して活躍できる「男女共生」を前提とした社会の仕組みを構築していく必要があります。

### 1-4 個人や地域が直接海外と結びつく時代

世界経済の相互依存が高まり、人や情報の国際間移動が活発化する中で、人、モノ、金、情報等、あらゆるものが国境を越え、地球規模でのボーダーレス化(国際化・無境界化)が進展しています。特に情報化の進展は、産業面および生活面での枠組みを大きく変えると同時に、情報接触、情報交流のあり様によっては、地域間格差を拡大あるいは縮小するなど、大きな変化をもたらすと予想されます。

地域社会においても、地球規模での交流の時代を迎えつつあり、多様でかつ多面的な交流を活発化するとともに、そのための体制や受け皿づくりを進めることが望まれます。さらに、個人レベルにおいてもグローバルな視点にたった「地球市民」としての自覚と行動が求められつつあります。

また、地域社会や個人が海外との自立的な交流を推進するためには、地域固有の風土に裏付けられた「地域文化」の確立と、その情報を発信することも求められます。

### 1-5 環境を大切にするライフスタイルが求められる時代

海、川、森等の自然、地球規模での気象現象、各種の天然資源等に関連する諸問題が顕在化し、国際的な協力体制のもとで対応が強く求められるようになってきました。一般にも環境問題への関心が高まり、「エコ\*<sup>1</sup>」という言葉が日常生活の中で使われるようになるなど、「かけがえのない地球」を大切にしようとする人々が増えつつあります。また、貴重な自然や身近な自然等、幅広い意味での自然環境への関心が高まっており、生活面でのゆとり志向、豊かさ志向と相まって、環境を重視するライフスタイルが今後ますます広まっていくことが予想されます。

良好な環境のもとでこそ人々は幸せに暮らし活動し続けることができるという考え方が一般化しつつあり、自然環境にもたれかかった従来の社会から脱却して、自然環境に負荷をかけない社会の仕組みづくりが求められています。特に、環境問題への取り組みにおいて、「開発」型の発想から、生態系の一部である人間が自然と共生していくための「環境創造・共生」型の発想に転換しつつあります。

\* 1 エコ……………エコロジーの略。「環境」や環境に関わる事象のこと

## 1-6 地域における企業のあり方が変化する時代

わが国はこれから、拡大・成長型社会から安定・成熟型社会となることが予想されます。また、外部資源の活用による身軽で効率のよい「ファブレス経営<sup>\*1</sup>」や、地域、グループをこえた「ネットワーク組織<sup>\*2</sup>」が企業経営の柱となりつつあります。こうした中で、雇用や取引、立地における企業間および企業と地域の関係は、これまでとは違って、より流動的なものへと変化していくと思われまます。

また、企業には、自社の存続・発展を基本とする企業行動に加えて、新たに地域社会の一員としての役割や地球環境に配慮した視点からの行動が求められつつあり、そうした動きも見られるようになってきました。地域としても、企業のこのような動きを敏感に察し、時には企業への働きかけを行うなど、企業が「企業市民」として、その持てる力を地域社会の発展にいかし、企業のアイデンティティ<sup>\*3</sup>の形成にいかしうるような環境づくりを進めることが望まれます。

\* 1 ファブレス経営……………資本、設備、労働力を内部蓄積せず、設備・労働のリース、短期契約雇用、業務の外部委託、委託生産など経営資源のフロー化（流動化）、積極的な外部資源の活用を進めた経営手法（＝フロー型経営）

\* 2 ネットワーク組織……………ネットワークとは、ある単位と単位を結ぶ網の目のことをいい、人、技術、サービス等のつながりがさまざまな形で結びついた情報通信ネットワークを背景に、国、資本グループ、業種、企業規模、業務、技術をこえて、企業間、部門間、集団や個人の間におけるゆるやかな結合により、相互触発や機能合理化、新しい市場の開拓やビジネスチャンスの創出等をはかろうとする組織形態

\* 3 アイデンティティ……………自己存在、主体性、独自性等を意味し、自分が主体的に自分らしくあること

## 1-7 行政と地域・住民との関わりが問い直される時代

1998年の地方分権推進計画の決定から、広範な地方分権化が進められつつあり、1999年の7月には地方分権一括法が成立し、2000年4月から施行されました。3年間の時限立法として地方分権改革推進法が2007年4月から施行され、2009年12月に地方分権改革推進計画、2010年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定されました。今後、住民生活圏の拡大、あるいは地域行政に対する関心が高まる中、本圏域においても、行政の広域連携について、そのあり方等がますます問われる時代になっています。

地方分権の真の価値は、それぞれの自治体が政策の形成や運営において、住民自治や自治能力をどのように高めていくかにかかっており、住民自らも自治の主人公となり、自治の要求のみならず、利害の調整や公共政策の選択における主体的な自己判断の力を身につけていくことが望まれます。自治体の行政改革もこうした住民自治の一環としてとらえるべきものであり、行財政の透明性の確保、アカウントビリティ<sup>\*4</sup>の向上、施策・システム・体制の再構築の推進等とともに、効率的・効果的に豊かな社会を実現していくためには、NPO<sup>\*5</sup>活動との連携なども含めて、公共と民間の役割分担の見直しが必要です。

予測されるこのような状況に対し、各自治体は、広域的な連携を一層強化し、圏域住民に対し、より効果的な行政サービスの提供につとめていくことが求められています。

\* 4 アカウタビリティ… 行政が自らの判断や行為について、住民に納得いくよう説明できること

\* 5 NPO …………… Non Profit Organization の略で民間非営利組織をさし、営利を目的としない民間団体の総称。1998年3月に「特定非営利活動促進法」(NPO法)が成立し、ボランティア団体や市民団体に法人格を与え、その活動を側面から支援することとなった。

## 2. 圏域の取り組むべき広域的課題

---

平成 20 年度に行った住民アンケート調査や統計分析等の結果を踏まえると圏域の取り組むべき広域的課題としては、「住民の安心安全」、「生活・交通環境問題」の 2 つが主要なものとして考えることができます。さらに今日の社会潮流の変化を見たとき、「環境エネルギー問題」及び「産業経済基盤の充実」の 2 つのテーマについても本圏域にとって避けて通ることのできない重要なものであることから、これらを加えた 4 つの項目が、今後の大きな課題であると考えられます。

### 2-1 住民の安心安全

住民アンケート調査において圏域の発展方向及び広域行政上の課題については、いずれも「医療・福祉」とする回答が最上位を占めています。そのため、今後の少子高齢化に対応した医療・福祉体制の整備及び救急医療の充実に向けた圏域内の自治体と関係機関との一層の協力体制の充実が必要です。

また、災害や不慮の事故、犯罪等から住民の生命や財産の安全を守ることは、行政に期待される基本的な役割の一つです。大規模な地震や台風等の自然災害に対する対策の一層の充実が求められます。そこで、緊急時にはケーブルテレビのキャッチネットワークや、コミュニティ FM (Pitch FM) を利用した、地域の災害情報などをいち早く提供しています。

さらに、住民アンケートにおいては、「犯罪や交通事故の発生」について危惧する意見が多く、活力と魅力に満ちた都市の負の側面である犯罪についても、その防止に向け圏域全体として十分な配慮を行う必要があります。

### 2-2 生活・交通環境問題

国内の多くの都市・地域が人口減少に転じる中であっても、人口増加にある本圏域では、今後も自動車関連等の産業が堅調に発展することを前提として、引き続き高い人口吸引力を持つと予想されます。

人口増加は、地域にとって将来の発展に向けた好材料ですが、その一方で、そこで生活するためには、保育所や学校の整備など、子育て関連の施策や高齢者福祉の充実及び良好な住宅地開発等が求められることとなります。また、外国人居住者の増加が見込まれ、地域にも行政にも円滑な受入体制の充実が求められます。

一方で、特定の業種に特化した産業構造は、景気変動の影響を受けやすいことから、不況期

における人口流出や雇用に対する対策の充実が求められます。

また本圏域には多くの事業所が立地し、その住所地は圏域内だけでなく、隣接都市に幅広く分散し、市民の買い物等の日常生活において、自動車に依存する割合が高くなっており、朝・夕の通勤時を中心に交通混雑が生じています。

同様に活発な企業活動に伴い製品・原材料等の物流が増加しており、事業所周辺や主要アクセスとの結節点で慢性的な交通混雑が見られます。

こうした交通混雑の完全な解消は非常に困難であり、交通時の時間的なロスによる経済的な損失や渋滞時の排気ガス等による環境問題を考慮すると交通混雑の緩和に向けた積極的な取り組みが求められます。

また、本圏域は、電車やバス等の公共交通機関に依存する割合が比較的小さいことから、交通混雑の緩和や高齢者への交通手段の提供という観点からも、今後は電車やバス等の公共交通機関における広域的ネットワークのさらなる充実（各市が実施しているコミュニティバスの連携など）が求められます。

### 2-3 環境エネルギー問題

二酸化炭素の削減に向けた石油消費の抑制は、温暖化防止のための地球的課題の一つです。また、エネルギー需給の逼迫を要因とする燃料価格の不安定な変動は、住民生活や企業経営にも深刻な影響を与えます。ハイブリッドカーや燃料電池車など低公害・省エネルギー自動車の開発を通じて、本圏域の産業が積極的な改善策を提供できる分野も多いことから、自動車関連産業のさらなる振興や新たな技術の普及・PRに向けた広域的な連携と支援が求められます。

また、生活ゴミや産業廃棄物の適切な処理と総量削減及び再利用の促進は、圏域全体にとっての大きな課題であり、高性能のゴミ処理施設の整備等、より広域的な協力が求められる分野です。

さらに、良質な水や空気の維持・確保も将来に向けた大きなテーマです。例えば、水源である山間地域の荒廃によって水資源への悪影響が生じる恐れがあることから、これらの課題については圏域の枠組を超え、流域に連なる自治体等による広域的な連携を図る必要があります。

### 2-4 産業経済基盤の充実

近年、全国的な少子高齢化の進行による国内需要の低迷や労働者不足により、国内自動車関連産業の海外進出が進行する傾向が続いていましたが、平成20年9月のリーマンショック以降は、米国や欧州等の経済状況が悪化するに伴って、全世界的に自動車の売行きが落ち込みが顕著になっています。本圏域を代表する自動車関連産業にとっても、これまでの活況を支えて

きた輸出の減少や国内消費のさらなる冷え込み、そしてこれらに起因する雇用の減少といった深刻な事態が生起しています。

本圏域において自動車関連産業が将来にわたり、持続的な発展を続けることが望ましいことは言うまでもなく、また住民の雇用、生活の面からも重要なテーマです。これには、民間企業が主体となるのはもちろんのことではありますが、圏域全体として新たな企業立地の支援や既存企業への支援など、各種の産業振興策を積極的に進める必要があります。

また、長期的な視点に立つてみると、自動車関連など特定の業種に過度に依存する産業構造は、外的環境の変化に対して脆弱であることから、現在の産業構造の強みを生かしつつ、今後は自動車関連産業から派生する新規分野の開拓、商業やサービス業及び観光業などの非製造業を含む産業の次世代に向けた発展を支援することが必要です。

さらに、進む国際化への対応として、ビジネス等のために海外から来訪した人々に対する宿泊施設や魅力的な観光スポットの整備、そして案内機能（案内所や案内板等）の充実が必要となってきます。今後、外国人の定住・交流が一層進むことに対して、多言語に対応できる職員の配置や、円滑な地域適応に向けた支援措置など、行政サービスの国際化がより一層求められることとなります。



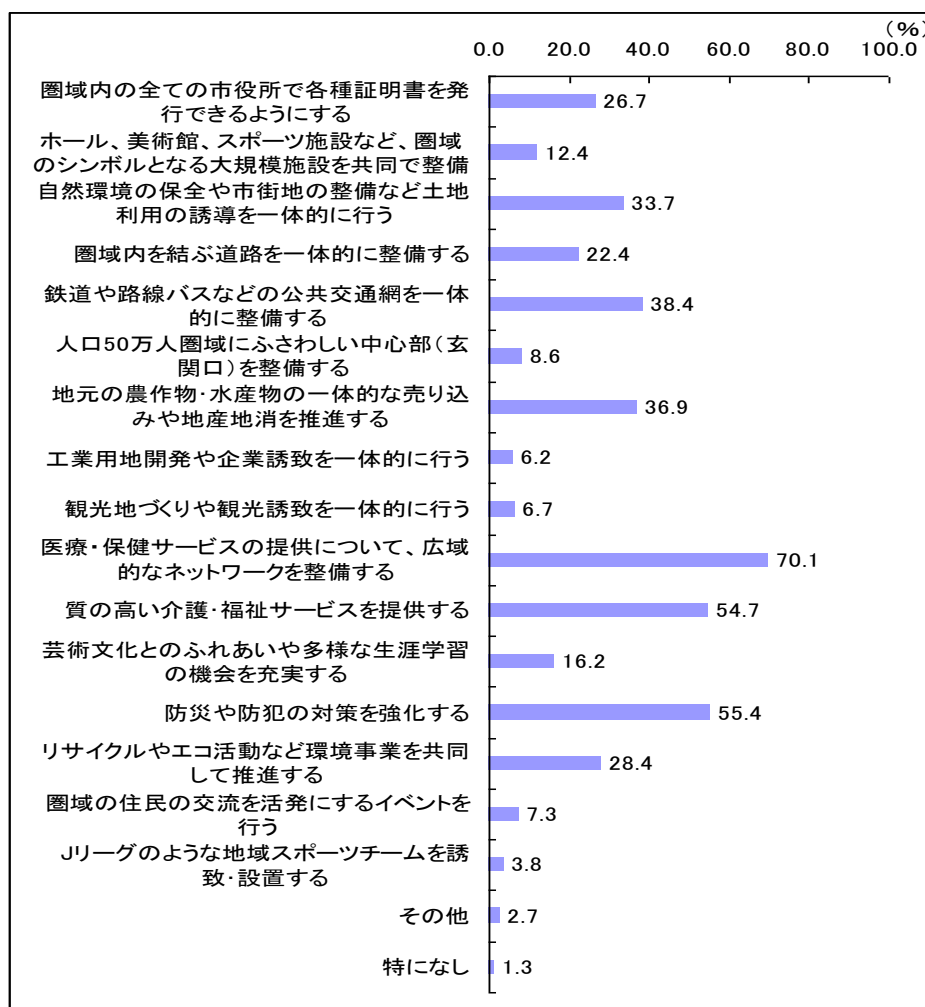
【住民アンケート調査から】

問	広域行政を推進していくうえで、今後、何を重点的に取り組むべきであると思いますか？ あなたのお考えに最も近いものに5つまで選んで○印をつけてください。
---	--

○安全・安心、基盤整備、農業に対して広域的な取り組みを期待

- ・ 「医療・保健サービスの提供について、広域的なネットワークを整備する」が70.1%、「質の高い介護・福祉サービスを提供する」が54.7%であり、保健・医療・福祉分野における質の高いサービス提供への期待が大きい。また、「防災や防犯の対策を強化する」が55.4%であり、圏域発展の方向と同様に、**安全・安心**に関わる項目が50%以上となっている。
- ・ このほか、「鉄道や路線バスなどの公共交通網を一体的に整備する（38.4%）」、や「自然環境の保全や市街地の整備など土地利用の誘導を一体的に行う（33.7%）」など、基盤整備に係る項目が上位になるとともに、「地元の農作物・水産物の一体的な売り込みや地産地消を推進する（36.9%）」も3割を超えている。

広域行政における重点的な施策テーマ



## 第2章 圏域のグランドデザイン

### 1. 圏域を取り巻く社会的な変化

#### 1-1 市町村合併の動向

平成の大合併により全国の市町村数は大幅に減少しました（平成 11 年 3 月末 3,232 → 平成 22 年 3 月末 1,727（総務省資料））。

町村部での合併が進む一方、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県といった面積が狭く市街地が連たんしている大都市圏では相対的に合併は進みませんでした。

本圏域は、全国的にみても活力の高い地域であり、行政や住民には、合併しなければ良質な市民サービスが維持できないというまでの切迫感はありません。国や愛知県も自治体の自主的検討を重んじるとしています。

#### 1-2 定住自立圏構想のスタート

市町村合併が進む中であっても、人口 1 万人未満の小規模市町村が今なお相当数あり、こうした小規模市町村は、人口面から見ても少子高齢化や人口減少の影響がより深刻であるところが多いと予測され、今後も、医療や教育、産業等の基盤の弱体化が危惧されています。

こうした背景の中、中心市と周辺の市町村が 1 対 1 で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携する「定住自立圏構想」の推進が平成 20 年 6 月に閣議決定され、総務省が同年 12 月に要綱を作成し都道府県等に通知しました。地方の小規模自治体が、地域の中心市との連携を図ることによって医療、教育、産業、公共交通等の様々な分野での問題解決を果たす仕組みづくりを行おうとするものです。

また、定住自立圏構想を推進する中で、国は、広域行政圏計画策定要綱を平成 21 年 3 月末をもって廃止しました。

こうした動きは、大都市及び大都市圏内の自立力のある都市、即ち本圏域を構成する 5 都市のような自治体については、その自主的な判断に委ねるという傾向が強まっており、本圏域が自らの未来像を描き、それに相応しい広域行政のあり方を検討する必要があります。

### 1-3 地方分権・道州制への流れ

本圏域内各市の財政状況は、国内他地域の自治体と比べて良好な状態にあると言えますが、国から地方へという地方分権の旗印の下で税制の見直しや事務事業の移譲等により、国の財政難の「つけまわし」を受ける可能性があり、国庫の財政支援は期待できなくなってきました。さらに平成 20 年後半から深刻化した経済不況は、今後数年間に渡って、各市の財政にも大きなマイナスの影響を与えることが危惧されます。

地方分権が求められる一方で、本圏域各都市においても、財政の緊縮、職員数の減少、行政組織のスリム化等を余儀なくされると予測されます。

こうした地方分権の動きとともに、今後、基礎自治体のあり方に大きな影響を与えるものとして道州制があります。道州制は中央集権体制や東京一極集中による地方の活力低下、地域間格差の拡大といった現状の問題点の解決に向け、中央集権型国家から分権型国家へと転換しようとするものです。そのためには、国・道州・市町村等の基礎自治体の役割を見直し、地方分権の強化、国家組織の再編等が必要となります。

道州制が実現すれば、道州は国の出先機関と都道府県の寄り合い機関となるため、その組織的融合や円滑な機能発揮には難問が山積していると思われます。そのため、基礎自治体である市町村が地方自治の実質的主体となる傾向がさらに強まり、自主性・自立性が増すこととなります。その結果、自治体間の様々な格差の拡大も見込まれます。道州制の下で都市間競争に生き残り、住民の期待に応えるためには、本圏域においてのまとまりを生かし、行政基盤のさらなる充実を図る必要があります。

### 1-4 広域行政に関する住民ニーズ

本圏域として広域的な取り組みが必要なテーマとしては、前章で挙げたとおり安心安全、生活交通問題、環境エネルギー問題、そして産業経済基盤の充実があり、これらは各市独自の対応のみでは限界があることは否めません。

また、圏域内にはわが国の自動車産業の中核をなす生産拠点が数多く立地し、行政の枠組みを超えた強固な結びつきを示しています。こうした主力産業の地域へのニーズに応え、また新たな産業の育成を本格的に行うには各市の連携が不可欠です。

住民のより暮らしやすい環境づくりのため、また、活力のある魅力的な地域づくりのため、本圏域における広域行政に求められる役割はますます大きくなります。

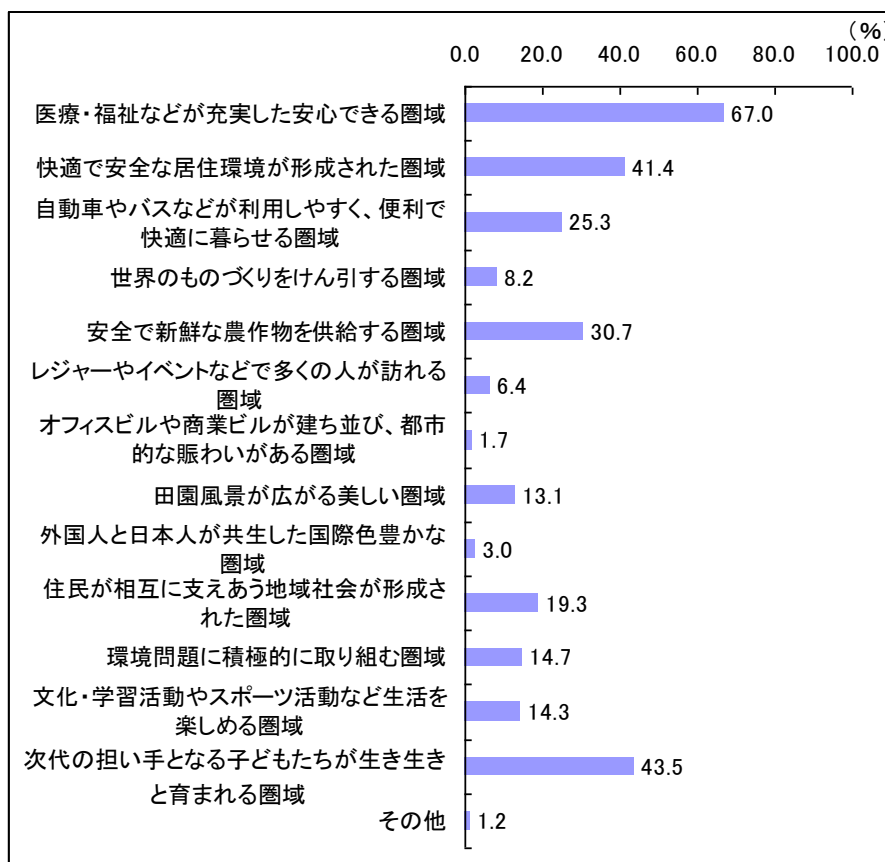
【住民アンケート調査から】

問	これからの衣浦東部地域はどのような圏域として発展していくことが良いと思いますか？ あなたのお考えに最も近いものに3つまで選んで○印をつけてください。
---	--

○安全・安心に加えて、農業や自動車など地域の特徴を生かしたまちづくりを志向

- ・ 「医療・福祉などが充実した安心できる圏域」が 67.0%で最も高く、「快適で安全な居住環境が形成された圏域」と「次代の担い手となる子どもたちが生き生きと育まれる圏域」の2つが40%を超えており、暮らしの安心や安全に対する意向が強い。
- ・ また、「安全で新鮮な農作物を供給する圏域」が 30.7%で続き、食の安全とともに、地域の特徴をまちづくりに活用したい意向が読みとれる。同様に地域イメージの要素である自動車に関する「自動車やバスなどが利用しやすく、便利で快適に暮らせる圏域」も 25.3%と高く、同様な住民意向がうかがえる。

衣浦東部地域の発展方向



## 2. 圏域の将来像

---

私たちを取り巻く環境は、社会の成熟化、高度情報化、国際化など大きな変化の中にあります。社会の成熟化に伴う住民ニーズの多様化や、世界規模で情報が手に入る現在、個人から世界に広がる生活の楽しみの重要性はますます高まっています。

一方で、子育てや高齢者福祉、環境問題への対応といった課題を受けて、地域社会の重要性が再認識されており、高齢者から子どもまで、地域に住む人びとがそれぞれに能力と創造性を発揮し、新しい時代の“暮らしと生産の文化”を育み、地域の社会・経済基盤を支えていくことが求められています。

住民アンケート調査結果でも、「医療・福祉などが充実した安心できる圏域」、「快適で安全な居住環境が形成された圏域」、「次代の担い手となる子どもたちが生き生きと育まれる圏域」を望む声が多数を占めています。

また本圏域は、モノづくりの中心地域の一つとして発展してきました。モノの価値、意味が直接に伝わってくるようなモノづくりを通じて、つくる喜びを地域文化として定着させ、発信していくことが大切です。

安心・安全な生活が確保された中で、生活の楽しみとふれあいを求める人びとの日常的な生活創造活動、社会システムと地域経済を支え育てる舞台と仕組みを整えながら、地域に根ざし、手を携えて共に生きる、出会いと交流、暮らしとモノづくりの文化が育つ、そんな圏域の将来像をめざします。

『 悠・遊 生活・産業文化圏域 』  
⋮ ⋮  
ゆとり 楽しみ

## 第3章 人口推計

### 1. 推計の前提

本圏域における人口の推移と現状は以下に示すとおりであり、平成 17 年の国勢調査によると 491,228 人で、愛知県全体(7,254,704 人)の 6.8%を占めています。

平成 2 年を 100 とした人口の推移についてみると、圏域全体で、平成 7 年は 104.9、平成 12 年 110.5、平成 17 年 118.1 と順調に伸びています。一方、1 世帯当り人員は、減少傾向で推移しています。

#### ◆ 主要指標の推移と現状(衣浦東部 5 市計)

項 目	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
総人口	415,813 人	436,332 人	459,406 人	491,228 人
年少人口 (0~14歳)	80,829 人 ( 19.5 % )	77,341 人 ( 17.7 % )	78,605 人 ( 17.1 % )	81,021 人 ( 16.5 % )
生産年齢人口 (15~64歳)	298,313 人 ( 71.9 % )	313,010 人 ( 71.8 % )	322,830 人 ( 70.3 % )	338,202 人 ( 69.0 % )
老年人口 (65歳)	35,910 人 ( 8.7 % )	45,928 人 ( 10.5 % )	57,807 人 ( 12.6 % )	70,950 人 ( 14.5 % )
総世帯数 (世帯)	133,222世帯	144,600世帯	158,420世帯	179,807世帯
1世帯当り人員	3.12人/世帯	3.02人/世帯	2.90人/世帯	2.73人/世帯

※各年国勢調査による

## 2. 推計の結果

圏域内各市の総合計画の目標年次及び計画策定年次はそれぞれ異なっていますので、本計画における将来人口の推計は、圏域内各市の総合計画に示されている数値等に配慮しつつ、各市の住民基本台帳人口を基に、コーホート要因法により推計します。出生率・生残率は国立社会保障・人口問題研究所（平成19年5月推計）の愛知県数値を使用し、移動率は平成10年から15年と平成15年から20年の2時点の移動率の平均値を使用します。また、世帯数については、トレンドにより統計的に処理します。

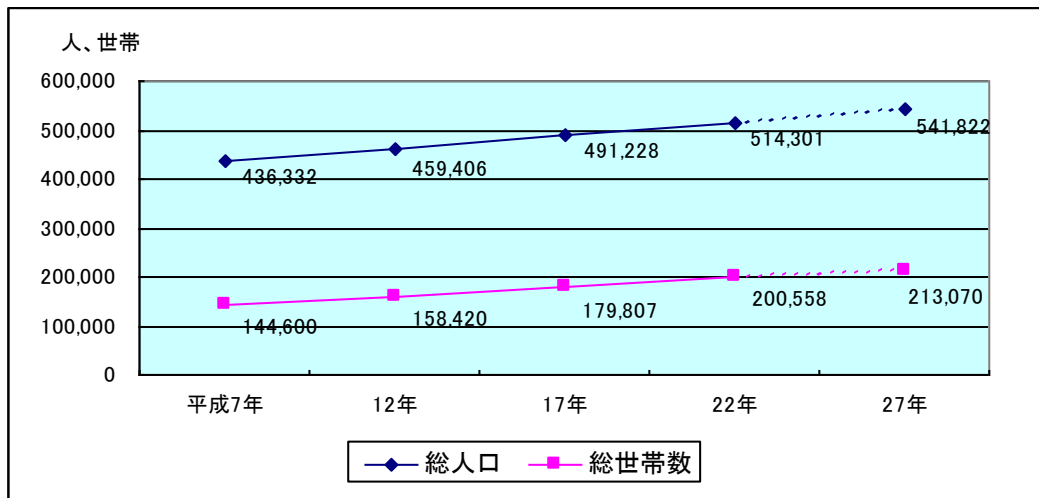
以上により、本圏域における将来推計人口を次のように設定します。

項 目	実 績	推 計	
	平成22年 (2010年)	平成25年 (2013年)	平成27年 (2015年)
総人口	514,301人	537,114人	541,822人
年少人口 (0～14歳)	82,670人 ( 16.1 % )	81,483人 ( 15.2 % )	78,430人 ( 14.5 % )
生産年齢人口 (15～64歳)	346,237人 ( 67.3 % )	360,570人 ( 67.1 % )	360,149人 ( 66.5 % )
老年人口 (65歳)	85,394人 ( 16.6 % )	95,061人 ( 17.7 % )	103,244人 ( 19.1 % )
総世帯数（世帯）	200,558世帯	— 世帯	213,070世帯
1世帯当り人員	2.56人/世帯	— 人/世帯	2.54人/世帯

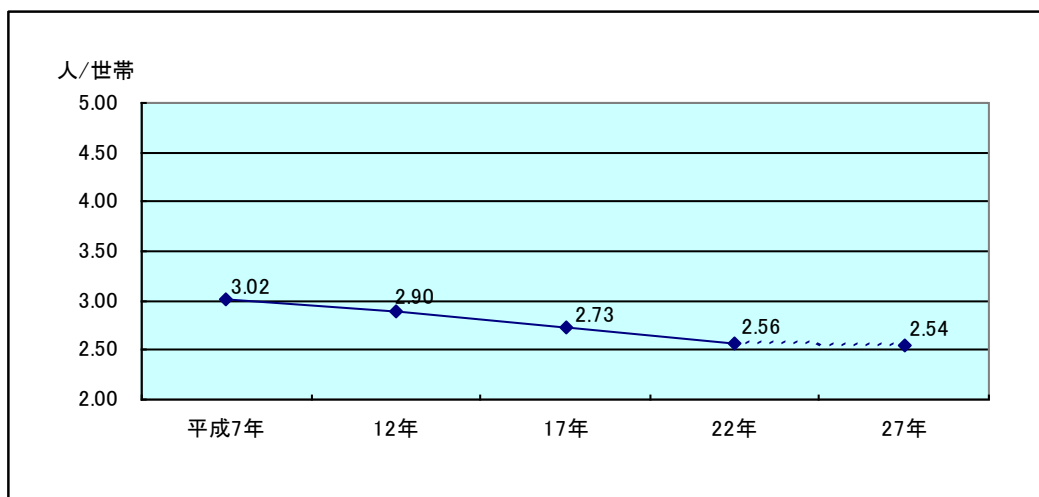
※住民基本台帳人口(10/1時点)を基に算出

## ①人口・世帯関連

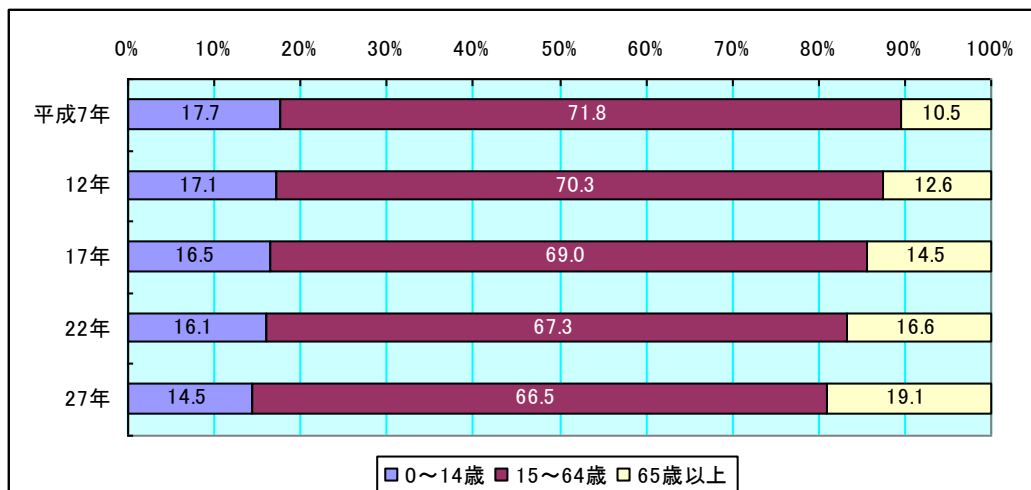
### ●総人口・総世帯数推移



### ●1世帯当り人口



## ②年齢別人口構成





## 第4章 圏域構造の枠組み

本圏域は、東海道沿いに発達する北部の内陸市街地帯、境川から衣浦港の沿岸にかけて形成された臨海市街地帯、明治用水を軸に矢作川右岸に広がる近郊農業地帯に大別されます。こうした圏域の空間構造をふまえながら、多核連携型の圏域づくりをめざして、それぞれ二つの機能連携軸と地域連携軸を設定し、特性と位置づけに応じた都市拠点の整備と機能集積の強化をはかります。

### 1. 機能連携軸

#### 《広域交流軸》

東西の国土幹線交通網を骨格とする国土中枢軸と、圏域と名古屋市を結ぶ機能連携軸の重なりによって形成される東西の圏域中心軸です。本圏域を日本全体および世界と結びつけ、経済、暮らし、文化・情報などの広域的なつながりを支えます。

#### 《産業経済軸》

自動車関連産業の密接なつながりを基盤として、豊田地域と本圏域を結ぶ南北の中心的な機能連携軸です。経済的なつながりが強い豊田地域などの隣接地域との結びつきを強め、活発な産業活動等を支えます。

### 2. 地域連携軸

#### 《多核連携軸》

衣浦港から境川、名鉄、JRに沿って矢作川に至る、圏域内の骨格となる地域軸です。鉄道駅を核とする既存拠点地区を暮らしの中心となる都市生活拠点として位置づけます。

また、衣浦港臨海部、安城駅周辺地区、桜井駅周辺地区、知立駅周辺地区の整備を進めるとともに、既に整備が進んでいる刈谷駅周辺地区、三河安城駅周辺地区、三河高浜駅周辺地区の都市機能の充実につとめ、これら都市拠点群の円滑な分担・連携による多核都市圏の形成を促進します。

#### 《矢作川流域軸》

矢作川を軸として、河川環境整備等を進め、豊かな自然を持つ上流地域との連携を深めつつ、人びとが身近に自然にふれ、交流することのできる自然環境軸として保全・整備をはかります。

## 第5章 施策の大綱

### 1. 都市基盤/圏域を支える質の高い空間基盤づくり

#### 1-1 都市と自然、暮らしと生産が調和した土地利用の推進

##### (1) 環境創造・共生型土地利用の促進

貴重な自然の保護や身近な自然の保全・回復をはかりつつ、生活・生産基盤の整備、自然との共生や安全性の確保、暮らしと生産が調和した土地利用や都市環境づくりなどにより、「環境創造・共生型」土地利用の促進をはかります。

また、都市の持続的な発展をめざし、コンパクトで効率的な市街地の形成、無秩序な都市化の進行の抑制など、拡大型から再利用型への土地利用形態の転換をはかります。

##### (2) 秩序ある土地利用の促進

質の高い住まいづくりや快適な住環境の形成、生活圏レベルでの商業・サービス機能等の充実や圏域への定住・交流の中心となる広域商業拠点等の整備をはかるとともに、周辺的生活環境と調和した生産基盤の整備など、モノづくりを支える空間基盤づくりをはかります。

また、農地及び自然緑地などの適正な保全と活用をはかり、自然との共生につながる土地利用の実現をめざします。

#### 1-2 定住・交流の場としての魅力ある都市拠点の整備

##### (1) 都市生活拠点の充実・強化

日常的に利用しやすい近隣の商業地の整備・維持など、生活圏レベルでの中心拠点における商業・サービス、文化・交流機能等の再生・強化をはかります。

##### (2) 広域交流・産業拠点の形成

圏域の拠点となる衣浦港臨海部、刈谷駅周辺地区、三河安城駅周辺地区、安城駅周辺地区、桜井駅周辺地区、知立駅周辺地区、三河高浜駅周辺地区において、それぞれの条件と特性にあわせて都市機能の集積・強化をはかり、広域的な交流拠点、産業拠点の形成をはかります。

### 1-3 ネットワーク型社会に対応した交通・通信基盤の整備

#### (1) 圏域の一体的な広域連携の基盤を支える道路・交通ネットワークの整備

名古屋、豊田方面などと連絡する地域間幹線道路網整備や南北方向を中心とした域内幹線道路網の整備の促進、中部国際空港、知多地区との連携を強める道路整備事業等の具体化や衣浦港の機能強化及び臨海部整備計画の具体化を促進します。

また、名鉄三河線・西尾線の複線化を促進するとともに、地域公共交通網の連携・強化を検討します。

#### (2) グローバル社会化に対応できる地域情報化の推進

情報通信網の充実・強化等による情報通信基盤の整備を促進し、広域情報ネットワーク構築への取り組みなど、地域の情報環境の総合的、体系的な整備促進につとめます。

### 1-4 環境に配慮した機能的で快適な生活基盤の整備

安心・安全な上水道の整備・維持、各流域下水道の早期整備の促進、関連公共下水道の早期整備及び合併処理浄化槽設置の促進、し尿収集・処理業務の適正な運営につとめます。

## 2. 都市環境／快適で魅力ある生活・生産環境づくり

### 2-1 環境創造・共生型の圏域づくり

#### (1) 環境保全・改善型の地域づくり

地域ぐるみの環境保全、快適環境づくりをめざし、貴重な自然、農地、河川、沿岸域などの保全、油ヶ淵や衣浦港の水質浄化への取り組みの促進、環境にやさしいライフスタイルの定着、グラウンドワーク\*<sup>1</sup>等の住民主体の環境改善・環境再生活動等の支援などに取り組みます。

また、複雑化・多様化する環境問題への取り組みや、地域、企業、行政の連携による環境リスク\*<sup>2</sup>管理機能の強化につとめます。

#### (2) 資源・エネルギー循環型の地域づくり

大量消費・使い捨て型のライフスタイルを見直し、排出事業者の処理責任の明確化、廃棄物の減量化・再資源化への取り組みと適正処理の促進、物流の効率化や環境への負荷の少ない自動車への転換の促進、新エネルギー\*<sup>3</sup>の地域整備や公共施設への積極的導入およびその利用促進など、資源・エネルギー循環型社会の実現に取り組みます。

また、安全性・信頼性が高く、周辺環境への影響の少ないごみ処理を実施するとともに、エネルギーの有効活用をはかるため、ごみ焼却施設の集約化など、ごみ処理の広域化を検討します。

\* 1 グラウンドワーク……イギリスで始まった住民、行政、企業の協調・協力による環境保全・環境改善活動の総称

\* 2 環境リスク……化学物質などが環境中に偏在することより、人の健康や生活環境に与える危険性のことで、「どうしても避けたい環境影響」の起こる確率で表現される。

\* 3 新エネルギー……バイオマス、太陽光・熱、風力、地熱などの「再生可能エネルギー」の総称

### 2-2 うるおいのある美しい圏域づくりの推進

#### (1) 美しく魅力的な都市空間・地域景観づくり

快適で魅力的な都市空間を実現するため、自然的景観の適切な保全・整備や身近に自然とふれあえる空間の整備をはかるとともに、街並みや公共・民間施設の修景、道路や公共オープンスペースの緑化、民間施設・工場、宅地の緑化の促進などによる市街地景観の整備につとめます。

また、道路、広場等の公共空間の美化、ごみのポイ捨て対策など、地域全体としての美化への取り組みを進めます。

## **(2) うるおいとやすらぎのある公園・緑地空間づくり**

身近な公園・緑地の整備、道路、水辺、宅地等の緑化や、自然とふれあい、憩い、体験できる水辺空間の整備をはかるとともに、明治用水等の水路の緑化・修景を促進し、やすらぎのある都市環境の形成をはかります。

また、油ヶ淵水辺公園の早期整備を要望していきます。

## **2-3 安心・安全な生活環境の整備**

### **(1) 安全な生活環境の確保**

防災事業を促進するとともに、中小河川等の整備を促進して水害の防止につとめるほか、建築物の不燃化・耐震化の促進、オープンスペースや避難路・避難地の確保、密集市街地の再整備、道路・情報通信施設・ライフライン\*<sup>4</sup>の防災性の強化等による災害に強いまちづくりを進めます。

また、県の防災情報ネットワークを活用した広域連絡・応援体制の整備、災害弱者対策、自主防災組織の育成・強化等の災害に強い人づくりなど、災害対策活動を迅速かつ的確に行える体制づくりにつとめます。

これらに対して、消防・防災・救助機能および体制の強化と効率化をめざし、検討を進めます。

### **(2) 安心して暮らせるまちづくり**

地域の連帯による防犯環境づくりを促進するとともに、地域の人びとが安心して暮らせる交通環境の整備に向けて、ハード、ソフト両面からの交通安全対策の強化、救急・救助体制の充実につとめます。

また、悪質で巧妙な商法による消費者被害の防止、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換など、適切な消費情報の提供や消費者の啓発等につとめます。

\* 4 ライフライン…………… 上・下水道、電気、ガス、電話など都市生活を支えるネットワーク施設

### 3. 産業・経済／活力ある創造的で高度な産業圏域づくり

#### 3-1 新たな産業展開を牽引する生産機能の充実・強化

##### (1) 既存産業の高度化と多様性のある産業構造への転換の促進

県と協調して、国内外の研究開発型企業等の積極的誘致につとめ、高度な生産技術の蓄積の活用を促進するとともに、新素材関連産業や情報通信、医療・健康・福祉、環境関連産業等の戦略的な立地誘導などにつとめます。

また、地場産業の経営基盤の強化、市場対応力の強化等に向けた支援に取り組みます。

##### (2) 地域社会の一員としての企業活動の展開

企業市民としての社会的貢献や地域参加を促すとともに、地域環境への負荷の小さな環境調和型生産システム<sup>\*1</sup>の導入を企業に働きかけていきます。

\* 1 環境調和型生産システム……製品のライフサイクル（原料調達から生産、消費・使用、廃棄まで）すべてにわたって環境との調和を追求する生産の体系

#### 3-2 生活を豊かにする商業・サービス業の活性化

##### (1) 商業・業務機能の整備・充実と活性化

刈谷駅周辺地区、安城駅周辺地区、桜井駅周辺地区、知立駅周辺地区における面的整備事業等にあわせた広域拠点性の高い商業空間の整備や、三河安城駅周辺地区における商業・業務機能の充実、鉄道駅周辺等における賑わいのある商業中心の再生をはかるとともに、身近な商店街の再生などにより、生活圏を基盤とした商業活動の推進をはかります。

また、これらにあわせて、消費者の個性化・多様化に対応した商業機能の育成につとめます。

##### (2) サービス産業の振興・新展開

情報関連サービス、産業支援型の対事業所サービス業の集積・強化および成熟社会の対個人サービス業の育成をはかるため、積極的な立地誘導をはかるとともに、県に協調して事業化支援への取り組みにつとめます。

また、圏域の特性をいかし、参加体験型・テーマ型観光の展開をはかります。

### 3-3 地域条件をいかした農水産業の展開

#### (1) 特徴ある地域農業の展開

大規模な水田農業および果樹・園芸等の地域条件をいかした特産物の栽培の振興をはかるとともに、低コスト化や農地保全をはかります。

また、大都市近郊という立地条件をいかし、消費者ニーズに対応した無農薬・有機栽培等の委託生産、地域循環型農業<sup>\*2</sup>の促進をはかるとともに、都市住民の農業活動の定着をはかります。

<sup>\*2</sup> 地域循環型農業……地域で生産された農産物を地域で消費するとともに、家庭で排出される生ゴミを肥料化して農業に利用するなど、農業の生産～消費～廃棄が地域で循環すること

#### (2) 水産業の維持・振興

漁港等の漁業活動基盤の整備を促進し、つくり育てる漁業の推進につとめるとともに、立地条件をいかした漁港を核とする都市との交流の取り組みを促進します。

### 3-4 意欲と能力に応じた雇用の場・職場環境づくり

#### (1) 新しい産業展開を支える就業環境づくり

労働移動の円滑化、女性や高齢者、障害者等の就業ニーズの多様化への取り組みを、県と協調して充実していきます。

また、就業形態の多様化に対応した環境整備や都市拠点整備等にあわせた魅力ある都市空間の創出、多様な都市機能集積の充実・強化などにつとめます。

#### (2) 高齢化に対応した雇用・就業への取り組み

県、企業、関係機関と協調して、高齢期における多様な雇用・就業に向けた取り組みを支援します。

また、高度で専門的な職業能力と技能を持つ、定年により退職した技能者等の活用と技能の継承を支える環境づくりにつとめます。

## 4. 健康・福祉／いきいきと人が輝き支えあう圏域づくり

### 4-1 みんなで支える福祉・介護づくり

#### (1) 少子・高齢社会を支える地域づくり

エイジレスライフ<sup>\*1</sup>の実現をめざし、すべての世代がいきいきと暮らせる地域づくりにとめるとともに、地域における保健・医療・福祉の連携など、障害者や高齢者の生活支援のための施設や仕組みの整備・充実をはかります。

また、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりや子育てを支える環境づくりをめざし、子育て支援センター<sup>\*2</sup>の充実、自主的な子育てグループ活動への支援をはかり、地域における学校等の教育機関と家庭・住民の連携などを促進します。

\* 1 エイジレスライフ……年齢にこだわらず、自分の能力と経験を社会にいかした積極的で自立的な生き方

\* 2 子育て支援センター……保育所などを指定し、地域の子育て家庭の育児不安を解消する相談、子育てサークルの育成支援などを行う拠点施設

#### (2) 介護サービス供給体制の整備

増大かつ多様化する介護ニーズに対応して、地域の介護保険サービス基盤の量的充実と質的向上を進め、身近な地域で自分の条件にあったサービスを受けることのできる利用者本位の介護サービス供給体制の整備をはかるとともに、施設利用、サービスの提供、マンパワー（人材、要員）等の相互補完・融通など、広域的な協力・支援体制づくりを検討します。

### 4-2 高齢者や障害者にやさしい圏域づくり

#### (1) 空間的・社会的なバリアフリー化の促進

空間的・社会的なバリアフリー化の促進をはかるため、高齢者や障害者と地域住民との日常的なふれあいを通じて、ノーマライゼーション<sup>\*3</sup>の理念の浸透、ユニバーサル・デザイン<sup>\*4</sup>の普及等による高齢者や障害者にやさしい生活環境整備などにつとめます。

\* 3 ノーマライゼーション……年齢、障害の有無を問わず、人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生き抜くような社会をノーマルであるという考え方

\* 4 ユニバーサル・デザイン……老若、健常者、障害者の分け隔てなく誰もが利用しやすいデザイン

#### (2) 障害者や高齢者の社会参加のための条件整備

高齢者や障害者の雇用の場の拡大を支援するとともに、高齢者が技能の継承、知識・ノウ



ハウ(技術等の秘訣)の伝達を行える場や機会の拡大、多様な雇用・就業に向けた取り組み、社会参加や生きがい活動への支援等につとめます。

### 4-3 安らかに暮らせる生活福祉の推進

#### (1) 関連制度の改革等に対応した生活福祉施策の展開

介護保険制度、国で検討中の医療保険制度や年金制度等の改革に対して、社会福祉・保障制度等の適正な運営、地域に密着した生活福祉施策の展開をはかります。

#### (2) 人権教育・啓発等の推進

差別意識の解消に向けた人権教育・啓発活動等を促進します。

#### (3) 多文化共生を考慮した環境整備

外国語併記・ピクトグラフ(絵文字)表記を促進するとともに、行政サービス情報の充実・強化等を進め、外国籍住民の生活に配慮した環境整備につとめます。

また、外国籍住民に対する地域住民としての生活意識の啓発につとめるとともに、文化や生活習慣の違いに対する相互理解を促進し、異なる文化、考え方を持つ人々が共生できる地域づくりにつとめます。

### 4-4 生涯を通じた健康・医療づくり

#### (1) 保健予防対策の促進

健康に対する自己管理意識を高めながら、保健予防対策を推進し、健康で生きがいに満ちた地域社会の実現をめざします。

#### (2) 保健医療供給体制の充実・強化

子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも幅広い保健医療サービスを受けられるような保健医療供給体制の整備に取り組みます。

また、保健医療情報システム整備の促進をはかるとともに、情報通信技術を活用した新しい医療技術の応用をはかります。

#### (3) 安全で衛生的な生活の確保

県と協力して、広域医療・衛生情報システムの整備など広域的・機動的な監視検査・治療体制づくりを促進します。

## 5. 交流・教育・文化／ふれあい知り深める喜びに満ちた圏域づくり

### 5-1 広い視野を育てる多面的な交流環境づくり

#### (1) グローバル・コミュニケーション\*<sup>1</sup>時代の交流環境づくり

情報通信網を活用した地域情報通信基盤の整備を促進するとともに、地域の多様な主体・個人による国際交流活動を支援する環境・体制づくりを進めるなど、情報通信による交流の場の広がりを支援していきます。

\* 1 グローバル・コミュニケーション……地球的広がりをもつ情報の伝達・交換

#### (2) 世代、国籍等をこえた地域交流環境の整備

地域において児童・生徒がさまざまな体験ができる機会の充実をはかるとともに、学校と地域社会の交流を活発にしていくなど、世代をこえて人びとが身近にふれあうことのできる場づくりにつとめ、相互の理解と協調による心の豊かな地域社会の形成をめざします。

また、地域社会における外国人との交流活動を通じた相互理解の促進をはかります。

### 5-2 豊かな人間性をつちかう教育の充実

#### (1) 豊かな心と広い視野を育む学校教育環境の整備・充実

豊かな心と広い視野を育む学校教育環境の整備・充実を進めるとともに、社会性の育成と心の教育を促進し、将来の地域を担う人材の育成につとめます。

また、思いやりの心の醸成やノーマライゼーションの理念の浸透をはかるとともに、バリアフリーの教育環境の整備を進めます。

#### (2) 地域全体での人づくり環境の整備

幼児期からのさまざまな体験・交流を通じた豊かな人間性の育成、ボランティア活動やリカレント教育\*<sup>2</sup>への支援などを高等教育機関である大学や地元産業界と連携し、地域全体で生涯にわたる人づくり環境の整備につとめます。

\* 2 リカレント教育………社会人が生涯にわたって労働と学習を繰り返すことができる循環的な教育システム

### 5-3 いきいきとした暮らしを創る文化・学習・スポーツ活動の充実

#### (1) 選択性のある生涯学習・スポーツ環境の整備

健康で活動的な地域コミュニティづくりをめざし、エイジレス社会に向けた生涯学習・スポーツ環境の整備を進め、選択性の高い生涯学習環境づくりや、多様なスポーツ活動ニーズにあわせた入門から競技まで対応できる人的体制の充実とスポーツ医・科学との連携の促進、住民主体の学習・スポーツ活動組織づくりや拠点づくりの促進・支援につとめます。

これらにあわせて、情報通信網を活用し、幅広いニーズに対応した多様な学習機会の提供を促進します。

#### (2) コミュニティ・ライフを充実する自由時間施設の整備

住民の生活の楽しみを育む参加・創造型のソフトウェア（利用のための仕組みや方法）を備えた文化・学習施設づくりにつとめるとともに、自然との接点、健康づくりと連携したスポーツ施設づくりを進め、健やかなコミュニティ・ライフの実現をめざします。

#### (3) 個性豊かな地域文化の創造・発信

住民のクラブ・サークル活動を支援するとともに、人と人との出会いの場・ふれあいの場となる親しみやすい自由な交流の場の創出などによる新しい地域文化の育成の促進、文化活動を結集する機会となる祭りやイベントの創出などによる地域文化活動の活性化につとめます。

このため、住民の文化活動を支援する枠組みの整備をはかるとともに、地域文化活動のネットワークづくりにつとめます。

## 6. 地域づくり／分かち合い手を携える地域づくり

### 6-1 男女が協働する地域社会づくり

#### (1) 家庭、地域、企業、行政等における男女共同参画の推進

女性のエンパワーメント<sup>\*1</sup>、男女のパートナーシップ<sup>\*2</sup>の確保を基本的な視点として、地域における男女共同参画の推進をはかるとともに、家庭、地域、企業、行政等における積極的な男女共同参画意識の啓発につとめます。

\* 1 エンパワーメント……自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力をもつ存在になること

\* 2 パートナーシップ……対等な協調・協力関係

#### (2) 男女共同参画社会実現のための環境整備・支援体制づくり

男女共同参画社会実現のため、社会の多様な場で女性が男性と同じ立場で個性や能力を發揮し、活躍できる条件づくりにつとめます。

### 6-2 みんなが主役のコミュニティづくり

#### (1) 住民主体のまちづくり

ボランティア、コミュニティやNPOの活動・交流の拠点となる場の確保、住民の社会参加活動の条件整備につとめるとともに、住民主体のまちづくりを進めるため、行政のアカウントビリティの向上やまちづくり活動の育成と支援につとめます。

このため、情報通信網を活用した生活支援情報システムやふれあいネットワークシステム等の整備を促進するとともに、情報ネットワークの活用による住民の相互交流・連携や参加を促進します。

#### (2) 行政・民間の適正な分担と連携

行政と民間が連携することにより事業効果が期待される分野における行政・民間の適正な分担と連携をはかるため、民間委託の促進、公・民のパートナーシップによる事業、施策の展開につとめます。

また、住民の税負担価値、住民満足度の向上を基本に、民間企業もしくはNPO等への業務の適正な委託・移管の促進をはかります。

### 6-3 広域行政の積極的な推進

#### (1) 広域行政の積極的な推進

圏域各市の連携と協力により広域行政の効果的な推進をはかるため、地域の特性や条件をふまえて、圏域各市の役割分担と連携・協力のもとに、広域的に利用できる施設の効率的な整備、各市施設における圏域住民の共通利用の促進などを検討します。

また、情報システムの共同化等の広域的行政事務連携を検討します。

#### (2) 施策事業等の見直し

広域行政圏、医療圏、老人福祉圏域等について、地域の実態をふまえた広域連合の活用、一部事務組合の統合・複合化などについて検討を進めます。